

刑事業務

CRIMINAL PRACTICE

高朋の刑事業務は高朋の有利な事業分野の一つであり、高朋の刑事業務弁護士は会社法、金融法、刑事法分野に精通した上級専門弁護士であり、彼らは国内一流の法科大学に卒業し、法学の学士、修士、および博士号を取得して、堅実で深い法的理論の基盤と豊富な全面的な実務経験を持ち、一部のメンバーは司法機関で刑事司法の実務に従事した経験を持ち、さまざまな重大、難解、複雑な刑事事件の代行に得意とし、特に経済犯罪、職務犯罪、汚職賄賂犯罪、集団犯罪、麻薬犯罪、闇犯罪などにおいて、すでに大量の重大な影響力のある事件を代行して引き受けました。

刑事弁護

- 調査段階
- 容疑者との面会と対応
- 捜査機関に容疑者の犯罪容疑と関連事件の状況を調べる
- 容疑者に法的コンサルティングを提供する
- 犯罪容疑者の保釈を申請する
- 事件処理機関に弁護意見を提出する。
- 訴えと告訴の代行
- 審査・起訴段階
- 案件関連資料の読む、抜粋、コピー
- 容疑者との面会と対応
- 証拠資料の調査と収集
- 検察機関に弁護意見を提出する
- 検察機関に拘留の必要性審査を申請する
- 訴えと告訴の代行
- 裁判段階（一審）
- 案件関連資料の読む、抜粋、コピー
- 被告との面会と通信
- 証拠資料の調査と収集
- 法廷出席の準備
- 法廷審問に参加し、弁護意見を発表し、被告の無罪、軽犯罪、軽減、罰の免除に関する弁護意見を提出する
- 裁判段階（二審）
- 第一審判決の事実認定、法の適用が正しいかどうか、判決状況が適切かどうかを研究する
- 上訴人に協力して上訴状を作成して上訴を提起する
- 案件関連資料の読む、抜粋、コピー
- 上訴人との会見と通信

- 新しい証拠資料を調査して収集する
- 法廷審理に参加し、弁護意見を発表する。
- 二審事件は開廷審理しない場合、裁判所に弁護意見を書面化して提出する
- 死刑再審査段階
- 被告との面会と通信
- 証拠の調査と収集
- 被告の無罪、軽犯罪、或いは死刑を認めるべきではないという弁護意見を提出する
- 訴え段階の代行
- 代行して訴える材料を作成する
- 代行して再審・立案する
- 再審事件の弁護に参加する

刑事告訴と訴訟代行

- 様々の自訴と公訴刑事事件の届出、告発を代行する
- 民事訴訟事件の当事者の訴訟代理人などに担任する

刑民クロス業務

- お客様に協力して刑民クロス事件を処理し、状況に応じてお客様に民事訴訟を提起させ、刑事訴訟を開始するように提案します。

刑行クロス更有木

- お客様に協力して刑行クロス事件を処理し、状況に応じてお客様に行政訴訟を提起し、刑事訴訟を開始するように提案します。

企業刑事コンプライアンス

- 刑事コンプライアンス日常コンサルティングと特別コンサルティング
- 刑事コンプライアンストレーニング
- 刑事コンプライアンスシステムと制度の制定
- 刑事コンプライアンス制度の整備

刑事リスク管理

- お客様に全面的な刑事法務リスク健康診断を提供します
- お客様に刑事法務リスクトレーニングを提供します
- お客様に刑事法務リスク防止ガイドラインを作成します

刑事危機の対応

- お客様が遭遇した突発刑事リスクに対する対応策を作成します
- お客様に刑事危機の処理をしっかりと行い、緊急介入し、緊急処置案を制定するように協力します
- お客様が法に基づいて刑事司法機関の刑事調査、捜査、召喚に対応することに協力します
- お客様が擬う可能性のある刑事犯罪を法に基づいて弁護します